



# 神崎市 子ども読書活動 推進計画



令和3年10月

神崎市教育委員会

# 目 次

## 第1章 基本方針

- 1 計画策定の背景…………… 1
  - 2 計画の目指すもの…………… 2
  - 3 計画の期間…………… 2
- (資料 令和元年度佐賀県と神埼市の読書活動に関するアンケート結果)

## 第2章 子ども読書活動推進のための方策

- 1 家庭における読書活動の推進…………… 4
- 2 地域における読書活動の推進…………… 4
- 3 学校における読書活動の推進…………… 5

## 第3章 子どもの読書環境の整備・充実

- 1 公立図書館の整備・充実…………… 10
- 2 学校図書館の整備・充実…………… 10
- 3 図書館及び、関連機関・団体等との連携・協力…………… 12
- 4 啓発・広報の推進…………… 13
- 5 推進体制…………… 13

## 添付資料

- 1 神埼市おはなし会ボランティア団体、読書グループ
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 読書推進計画策定委員

# 第1章 基本方針

## 1 計画策定の背景

読書活動は、子どもたちが、言葉を学び語彙を増やし、感性を磨き、表現力や創造力を豊かにしていくことができる活動です。さらに、人生をより深く生きる力を身につけるためにも非常に効果のある活動です。

今日、テレビやDVD、インターネット等の様々な情報メディアや、インターネットに接続して遊ぶことができるゲーム機器等の発達・普及などにより、子どもの活字離れ、読書離れが指摘されています。

そこで、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律により、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定・公表されました。

佐賀県では、令和3年度の教育施策実施計画の柱として「豊かな心を育む教育の推進」を掲げており、そのために、県内の小・中学校において「読書活動を充実させる」ことを重点においています。

佐賀県内では、学校、図書館、公民館等の社会教育施設や保育園等の福祉施設で読書活動が活発に実施されています。

令和元年度全国学力・学習状況調査の児童質問紙の結果では、「本を読むことが好きですか」との質問に対し、「あてはまる」又は「だいたいあてはまる」と回答した佐賀県内の児童（小学6年生）の割合は77.8%、同じく佐賀県内の生徒（中学3年生）の割合は68.4%と、年齢が上がるにつれて、読書に興味をもてない子どもが増えています。

また、同調査において、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に対し、「週に1回以上行く」と回答した児童（小学6年生）の割合は29.3%、生徒（中学3年生）の割合は14.4%と、やはり年齢が上がるにつれて読書量が減少している状況にあります。

同調査における神埼市の結果は、「本を読むことが好きですか」との質問に対し、「あてはまる」又は「だいたいあてはまる」と回答した児童（小学6年生）の割合が82.6%と県平均を4.2ポイント上回っており、読書が好きな児童が多いという結果となりました。しかし、生徒（中学3年生）の割合は67.2%で、県平均を1.2ポイント下回る結果となり、改善が必要であるという実態が浮き彫りになりました。

また、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」という質問に対しては、「週1回以上行く」と回答した児童（小学6年生）の割合が40.4%であり、生徒（中学3年生）の割合は17.5%と、ともに県平均を上回っているものの、やはり年齢が上がるにつれて、図書館から足が遠のく傾向がうかがえます。

## 2 計画の目指すもの

このような背景を踏まえ、佐賀県においては、「佐賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、全ての子どもの読書活動を推進するため、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針と具体的な施策が示されました。

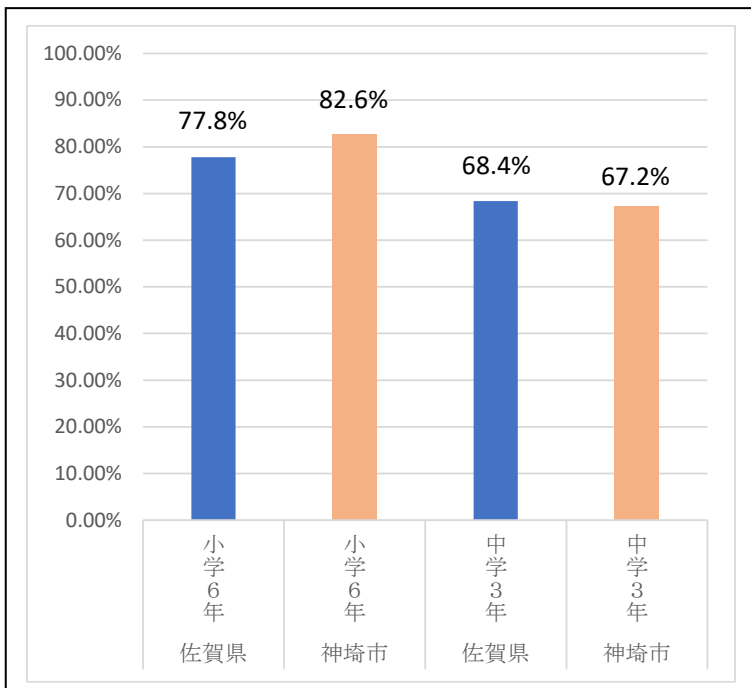
さらに、令和元年9月には、「佐賀県総合計画2019」を基に、「第2次佐賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、子どもが自主的に読書活動に取り組み、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付け、心豊かで健やかな子どもの成長を促すため、今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と具体的な取組が示されました。

本市においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、「第2次佐賀県子ども読書活動推進計画」を基本とし、地域の実態を踏まえながら、計画の策定を行いました。

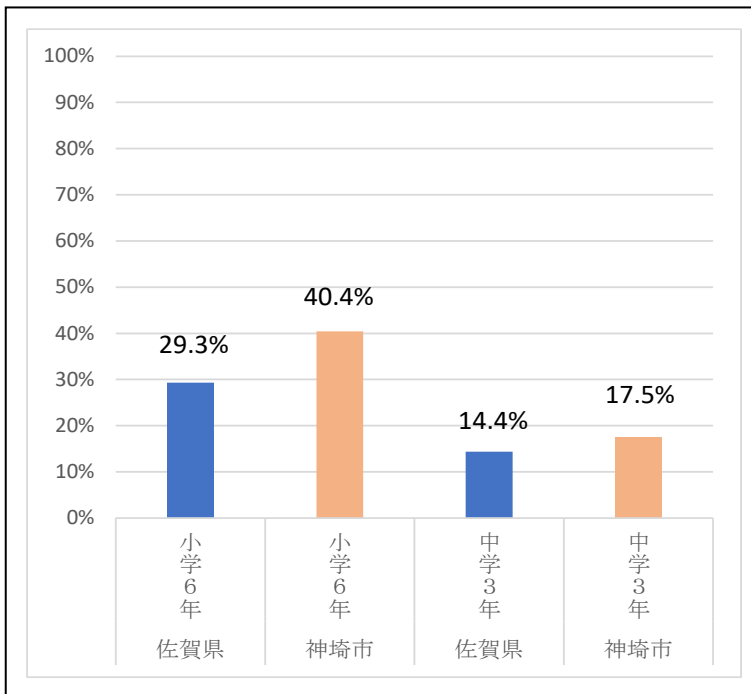
## 3 計画の期間

令和3年度から、5年間とします。なお、佐賀県の計画の期間等を勘案しながら必要に応じて見直しを行うこととします。

(資料) 令和元年度 佐賀県と神埼市の読書活動に関するアンケート結果比較



「本を読むことは好きですか」の質問に、「あてはまる」又は「だいたいあてはまる」と回答した児童・生徒の割合



「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために図書館にどれくらい行きますか」の質問に、「週1回以上行く」と回答した児童・生徒の割合

(参考：令和元年度全国学力・学習状況調査 生徒質問紙 回答結果集計)

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭における読書活動の推進

#### (1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切と考えられます。

家庭においては、「家読」(うちどく)に取り組むことができるように、身近に本がある環境をつくり、読み語り(読み聞かせ)をしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど工夫して、子どもが本と出会うきっかけを作るとともに、親子や家庭で本を楽しむことにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

#### (2) 読書の重要性についての理解の促進

妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、市の保健福祉担当課や学校などの関連機関とも連携を図り、家庭教育関連講座等で読み語り(読み聞かせ)や読書の重要性についての理解促進を図ります。

また、ブックスタート活動を支援し、家庭における読み語り(読み聞かせ)や、子どもが読書の時間を持つことができるようにノーテレビデー、ノーゲームデー実施するなど、家庭での読書習慣の重要性について理解の促進を図るとともに、子どもの読書活動を推進します。

### 2 地域における読書活動の推進

#### (1) 公立図書館における子どもの読書活動の推進

##### ① 子どもの読書活動の推進における図書館の役割と現状

図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ。)は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊

富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選書したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

市内には、令和2年から令和3年にかけて新しくリニューアルした3つの図書館（神崎市立図書館、千代田分館、脊振分館）があります。これまでも、それぞれの図書館で読み語り（読み聞かせ）やお話し会などのイベントの実施、子どもに読んでもらいたい本の紹介などが行われており、保護者を対象とした読み語り（読み聞かせ）の本の選び方の研修を実施するなど、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。また、図書館と学校図書館との連携や地域を取り込んだ「家読」、市長のおはなし会での読み語り、読書ボランティアとの協力など、市を挙げて積極的に子どもの読書活動に取り組んできました。この結果、平成25年4月には文部科学大臣賞の表彰を受けました。今後も引き続き、更なる子どもの読書活動の推進に取り組めます。

## ② 県立図書館の活用

県立図書館における人材の育成の支援事業や図書の貸し出しサービスの制度を活用し、蔵書の不足分をカバーしたり、子どもや保護者のニーズに合わせた情報提供を行ったりするなどサービスの向上に努めます。

## ③ 民間団体の活動の促進

市内には、子どもの読書活動を推進する活動を行う団体が9グループ存在しており、公民館や小学校等において、ボランティア読み語り（読み聞かせ）活動が行われています。これらの活動が、子どもたちの読書活動の推進に大きく貢献しています。

ボランティア団体の活動で、公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、図書館や公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、より活動しやすい環境を提供することに努めます。

# 3 学校における読書活動の推進

## (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。

例えば、平成29年に告示された学習指導要領では、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること」としています。

また、小・中学校の国語科では、児童・生徒の発達段階に応じて、次のような目標が立てられています。

- ・「言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養うこと」（小学1・2年）
- ・「言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養うこと」（小学3・4年）
- ・「言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して、思いや考えを伝え合おうとする態度を養うこと」（小学5・6年）
- ・「言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養うこと」（中学1年）
- ・「言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養うこと」（中学2年）
- ・「言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度を養うこと」（中学3年）

## （2） 学校における読書活動推進のための取組

### ① 教科等の授業時間における読書活動

小・中学校の各段階において、本の紹介活動を行ったり、児童・生徒の実態や授業内容に合ったおすすめの本の紹介を行ったりするなど、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせることが大切です。

そこで、児童・生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため司書教諭、国語科主任等を中心として読書指導に関する研修会や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、小学校における学校図書館を活用した名作、文学作品の指導の充実に努めます。

### ② 授業時間以外における読書活動

現在市内の小・中学校では、全ての学校で読書活動を重視し、外部ボランティアを活用した読み語り等の実践も行われています。今後も、このような活動の一層の充実に努めます。



さらに、読書感想文、感想画コンクールへの参加やその指導、図書館まつりなどの集会活動や広報活動など読書に関する啓発活動に取り組むことにより、学校や家庭における読書習慣を確立するように働きかけます。各学校では、個人の年間読書数の目標数値（小学校1年生から3年生まで130冊、4年生から6年生まで100冊、中学校全学年60冊など各学校で設定）を掲げ、目標の達成を目指します。また、夏休みの学校図書館の開放（20日程度以上）を行うとともに、「読書感想文」への応募を児童・生徒に勧めていきます。

### ③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭や図書館等と連携して子どもの読書活動を推進する取組みを促進します。また、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図るとともに、吉田絃二郎や下村湖人など、神埼市出身の文学者の作品などを通して、学校と家庭・地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていきます。特に、小学校の新生へ郷土の作家、下村湖人「次郎物語」（第1部）と、吉田絃二郎「天までとどけ」を配付し、親子読書の推進に努めます。

### ④ 教職員の読書活動推進についての意識高揚

児童・生徒の読書活動に対する取組みを推進していくために、教職員が読書活動の意義について共通の認識を持つことが重要です。

そこで、各学校において、司書教諭等が中心となって、学校司書と協力し先進的な取組みや日常の児童・生徒の読書の状況に関する情報交換や研修会、また、広報活動などを行うことにより、意識の高揚を図ります。

### ⑤ 学校図書館の利用

調べ学習をはじめとして、読書活動を生かす授業を展開する上で、学校図書館の活用がその中心となります。そこで、これからの学校図書館は、子どもの主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に役立つ「学習・情報センター」としての役割を担うとともに、子どもの自由な読書活動の場として、想像力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての役割が重要になります。市では、25年度より児童・生徒の思考力や判断力・表現力などの育成や言語活動を充実させるため、学校図書館へ新聞を配備しています。

各学校では、各教科等の年間指導計画に学校図書館の利用を位置づけたり、学校図書館を中心とした年間指導計画を作成するなど、意図的・計画的に学校図書館を活用することができるよう、組織的に取り組むように努めています。

す。特に、4月23日（子ども読書の日）を始まりとして学校図書館が主催する年間行事を計画し、読書推進の充実を目指します。

#### ⑥ 児童生徒の活動の活性化

学校図書館の運営及び充実のためには、子どもの図書委員会活動も重要な要素です。そこで、貸出事務や書架の整理などにとどまらず、図書だよりの発行、読書会の開催、集会の開催など、図書委員会活動を一層活性化させるように促すとともに、他校の図書委員会の優れた取組を学ぶために交流会等の実施を行っていきます。

#### ⑦ 地域との連携

一斉読書活動における読み語りボランティアなど、地域の人材や保護者と連携し、より広がりのある学校図書館活動の展開に努めていきます。

### (3) 保育園や認定こども園における子どもの読書活動の推進

#### ① 子どもの読書活動の推進における保育園や認定こども園の役割と現状

読書の楽しさと出会うためには、早い時期から本と触れ合う習慣づくりが不可欠であり、保育園や認定こども園の果たす役割は大きいものです。保育園や認定こども園において、絵本等に親しむことの大切さは、幼稚園教育要領や保育所保育指針に示されており、神埼市内の全ての保育園や認定こども園には、絵本や図書が備え付けられています。

また、保育園、認定こども園ともに何らかの読書に関する活動が行われており、現状としては、ほとんどの保育園や認定こども園では毎日読み語り（読み聞かせ）を行っています。

#### ② 保育園や認定こども園における読書活動推進のための取り組み

保育園や認定こども園においては、今後一層、次のような子どもの読書活動の推進に取り組むことが望まれます。

##### ○ 本に親しむ環境づくり

幼児が絵本や紙芝居に親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進することが望まれます。また、小学校や公共の図書館等と連携する体制づくりが望まれます。

○ 保護者への普及・啓発

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み語りを行うことも重要であることから、保育園、認定こども園の保護者に対し、読み語り等の大切さや意義を広く普及することが望まれます。

○ 図書館等との連携

公立図書館等は、保育園や認定こども園の読書活動を推進するため、幼児向けの本の情報を提供し、貸し出しを積極的に行うことが望まれます。また、市では、これらの活動に対する支援を充実させていくこととします。

## 第3章 子どもの読書環境の整備・充実

### 1 公立図書館の整備・充実

#### (1) 市立図書館の整備・充実

##### ① 図書館等の整備の促進

神埼市内には、平成21年4月から、神埼市立図書館、千代田分館、脊振分館が設置されており、令和2年から令和3年にかけて、全館をリニューアルしました。子どもの読書活動を推進する上で地域の図書館が重要な役割を果たすことから、市としては、県内各公立図書館と連携・協力を深め、図書サービスの向上に努めます。

また、図書館においては、蔵書数も年々増加しています。これからも子どもが親しみやすい図書や雑誌、視聴覚資料や総合学習に役立つ郷土資料の充実を図っていきます。

今後もさらに三館の連携やシステムの機能向上を目指します。

##### ② 図書館サービスの充実

神埼市立図書館、千代田分館、脊振分館では、児童図書の展示、読み語りやおはなし会の開催など、子どもたちが本に親しめるよう様々な工夫が行われています。保育園・認定こども園や学校司書との連携・協力や図書館と学校との合同研修会も行っています。また、障がいのある子どもへの対応についても、やさしく読める図書（LLブック）の収集や対面朗読サービスなどの充実を図っていきます。その他、読書推進やレファレンスサービス、郷土史料の収集、リクエストなどのサービスに努めます。

※レファレンスサービス…調べもの相談に応じたり、その他の相談にのったりするサービス。

### 2 学校図書館の整備・充実

#### (1) 施設の整備・充実

学校図書館は、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての整備するとともに、児童生徒の主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」と

しての機能の充実を図ります。

## **(2) 学校図書館の活用を充実していくための組織の整備**

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が中心となり、学校司書、教員、事務職員やボランティアが連携協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の活用が図られるよう努めます。

## **(3) 図書資料等の充実**

子どもの豊かな読書経験の機会の充実のため、多様な図書資料を整備・充実させていく必要があります。このため、小・中学校においては「学校図書館図書標準」の達成に向けて、計画的な学校図書資料の整備・充実に努めます。

## **(4) 学校図書館の情報化**

学校図書館を「学習・情報センター」として活用するために、図書情報の検索、地域の図書館と各学校図書館をネットワークで連携し資料の相互貸借等を行っています。

このため、学校図書館へのコンピュータの設置、蔵書情報のデータベース化、公立図書館等とのネットワーク化、校内LANの整備等の情報化を平成21年度から実施しています。

## **(5) 学校司書、教職員の研修の充実**

学校図書館における実務の中心となる学校司書をはじめ、読書活動の推進の中核となる司書教諭等の資質向上のための研修会を、年2回実施しています。

教育センターをはじめ、各関係団体が行う研修への参加を推奨するとともに、読書活動等についての研修を校内研修に位置づけ、校内の研修体制を整備します。

### 3 図書館及び関連機関・団体等との連携・協力

#### (1) 市立図書館と学校図書館との連携・協力

子どもの読書活動を一層推進していくためには、公立図書館と学校図書館とが連携・協力することが重要です。市内においても、市立図書館と学校図書館との間での図書の貸し出しを行うなど連携・協力を進めています。夏休みには市立図書館を利用した幼児から小学生を対象に「読書チャレンジ」を実施し、賞状を保育園、幼稚園、学校に届け、2学期に先生から表彰をしてもらいます。

#### (2) 公立図書館等との連携・協力

県内の公立図書館の横断検索システム及び県の文書配送システムを活用した図書の物流システムを構築し、図書資料の相互貸借の迅速化など、公立図書館等との連携を一層進めます。

また、児童図書等資料の相互貸借や研修会等の取組みを充実します。

#### (3) 保健機関等との協力

司書、保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み語りの方等を説明しながら保護者に絵本等を紹介するブックスタート活動の支援や、その指導者の育成など、保健機関等との連携・協力を推進します。

#### (4) 地域における関係団体等との協力

市内には、読み語りなどの実践活動や研修の実施などを行う団体等が多く存在します。また、幼稚園、保育園や学校で活躍するボランティアグループの活動も広まっており、活発な実践が進められています。

公立図書館や学校等においては、このような団体やボランティアの協力を得て、子どもの読書活動にかかわる実践を推進していきます。

## 4 啓発・広報の推進

子どもの読書活動の推進には、学校、家庭及び地域社会が互いに連携しつつ、理解を深めていくことが大切です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めており、図書館では子どもの読書週間行事、学校では図書館まつり等を実施していきます。

### (1) 子ども読書の日に関する行事の開催

子ども読書の日及び春と秋の読書週間にあたり、子どもたちが本・読書・図書館に親しみ、積極的に読書活動を行う機会をつくるため、子どもの読書に関する行事を実施します。

### (2) 啓発・情報の提供

神崎市立図書館のホームページを開設し、図書館や読書に関する情報発信を行っています。また、市報かんざきに「図書館からのお知らせ」を掲載し読書の啓発に努めていきます。

## 5 推進体制

### (1) 市における総合的な推進体制

子どもの読書活動を推進するためには、県、市、学校、幼稚園、保育園、関係団体等が連携し合うことが必要です。

そこで、関係諸団体で積極的に意見交換ができる総合的な推進体制を確立し、互いに協力して計画の推進に努めます。

### (2) 財政上の措置

① 市は、この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。

② 市は、この推進計画に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

第一次	平成	19年	3月	策定
	平成	20年	11月	改訂
第二次	平成	26年	3月	策定
第三次	令和	3年	10月	改訂

## 第3次神崎市子どもの読書活動推進計画

令和3年10月発行

企画・編集：神崎市「子どもの読書活動推進計画」策定委員会  
神崎市教育委員会  
神崎市立図書館

発行所：神崎市教育委員会  
〒842-8601  
佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1  
電話 0952-37-3592